

船舶インシデント調査報告書

平成23年10月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 石 川 敏 行

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成22年12月26日 18時30分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区西宮浜沖 兵庫県西宮市所在の西宮内防波堤灯台から真方位172°690m付近 （概位 北緯34°41.8′ 東経135°20.4′）
インシデント調査の経過	平成23年2月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 ^{とうよう} 東陽丸、19トン 290-36390兵庫、昭陽海運株式会社 11.96m (Lr) × 5.00m × 2.08m、鋼 ディーゼル機関、558.98kW、平成2年4月 B はしけ 151号、不詳 不詳、鋼 C はしけ 152号、不詳 不詳、鋼
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月7日 免許証交付日 平成20年3月7日 （平成25年8月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 主機直結冷却海水ポンプのゴムインペラ破損
インシデントの経過	A船は、船長が1人で乗り組み、鋼材約600tを積載したB船及びプラント用機器約600tを積載したC船をえい航し、西宮浜沖を航行中、平成22年12月26日18時30分ごろ主機冷却清水高温警報が鳴った。 船長は、主機を停止し、風浪による動揺で主機の修理が困難なことから、救助を要請した。 A船、B船及びC船は、来援した引船2隻にえい航され、22時40分ごろ阪神港神戸第2区に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6 海象：波高 約1m
その他の事項	A船は、主機直結冷却海水ポンプのゴムインペラが破損し、破損片によって同ポンプ出口弁が閉塞していた。

	<p>主機直結冷却海水ポンプのゴムインペラは、前回交換から約2年間使用されていた。なお、主機取扱説明書には、同ゴムインペラの標準交換間隔は6か月と記載されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>A船は、B船及びC船をえい航して阪神港尼崎西宮芦屋区西宮浜沖を航行中、主機直結冷却海水ポンプのゴムインペラが経年劣化により破損して冷却海水が途絶したことから、主機が過熱して運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、A船が、B船及びC船をえい航して阪神港尼崎西宮芦屋区西宮浜沖を航行中、主機直結冷却海水ポンプのゴムインペラが経年劣化により破損して冷却海水が途絶したため、主機が過熱したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機直結冷却海水ポンプゴムインペラの標準交換間隔を遵守すること。 	